

# 西条市農業委員会 平成31年度第1回総会 議事録

1. 日 時 平成31年4月5日(金) 午後2時00分から午後3時17分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%  
推進委員 出席者 25名 欠席者 4名 出席率 86.20%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 眞鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	18番	佐伯 賢造	

## ○欠席者氏名

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	11番	栗田 房信	24番	石川 清幸
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	25番	渡部 靖
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	眞鍋 幸正	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一		

## ○欠席者氏名

2番	石橋 和敏	15番	武田 義臣	20番	高橋 正	23番	永井 正幸
----	-------	-----	-------	-----	------	-----	-------

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議案第6号 「農業委員会だより」の発行について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 松木淳

事務局次長 今宮雅子

事務局副主査 渡邊 龍也 事務局副主査 越智 史郎

## 7. 議事内容

事務局 ただ今から、平成31年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それではここで、4月1日付けで農業委員会へ異動してまいりました職員の紹介をいたします。人事異動に伴います事務局体制は、お手元に配布の資料のとおりです。

【職員紹介】

議事に入ります前に、申し訳ございません。差し替えをお願いいたします。

学校農園の関係で追加がございましたので、差し替えをお願いいたします。

【議長選出】

それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、会長よろしく申し上げます。

議 長

【会長、議長席に着く】

ただ今から、平成31年度 第1回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長

【議事録署名人及び書記の指名】

それでは、議事録署名人の指名をいたします。  
佐伯賢造 委員、戸田博明 委員の両委員にお願いいたします。  
ただいまの出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

なお、推進委員から欠席届出が出ておりますので報告いたします。  
2番 石橋和敏 委員 15番 武田義臣 委員、  
20番 高橋 正 委員、23番 永井正幸 委員、  
から出ておりますので、ご報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

まず、6号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退場)

議 長

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局

事務局の今宮です。よろしくお願いいたします。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
5ページをお願いいたします。  
6号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、

所有権の移転を受けようとする申請でございます。  
以上、1件のご審議をお願いいたします。

議 長 以上、1件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 6号問題ございません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、  
以上、1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇 委員 入場・着席)

議 長 それでは、審議を再開します。  
残りの24件について、事務局から説明いたします。

事務局 ご説明いたします。  
4ページをお願いいたします。

1号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

2号は、〇〇氏外1名が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

3号は、〇〇氏外2名が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

4号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏外1名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

8号は、〇〇氏が、慣行小作権と所有権の交換のため、〇〇氏外1名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

9号は、〇〇氏が、慣行小作権と所有権の交換のため、〇〇

氏 外1名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

10号は、〇〇氏が、慣行小作権と所有権の交換のため、〇〇氏 外1名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

11号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

12号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

13号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

14号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏 から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

15号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

16号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

17号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏 から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

18号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

19号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

20号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

21号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

22号は、〇〇氏が、〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

23号は、〇〇組合 が 〇〇氏から 贈与を受けようとする申請でございます。

24号は、株式会社 〇〇 が、経営規模拡大のため 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

25号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、24件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 農地法第3条の申請について、以上24件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。まず1号からご意見をお伺いしたいと思いますので、順次、お願いたします。

地区委員	<p>1号 問題ありません。</p> <p>2号、3号 問題ありません。</p> <p>4号 問題ありません。</p> <p>5号 問題ありません。</p> <p>7号 問題ありません。</p> <p>8号、9号、10号 問題ありません。</p> <p>11号 問題ありません。</p> <p>12号 問題ありません。</p> <p>13号 問題ありません。</p> <p>14号 問題ありません。</p> <p>15号 問題ありません。</p> <p>16号 問題ありません。</p> <p>17号 問題ありません。</p> <p>18号 問題ありません。</p> <p>19号 問題ありません。</p> <p>20号、21号 問題ありません。</p> <p>22号、23号、24号 問題ありません。</p> <p>25号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、24件を原案どおり許可することといたします。</p> <p style="text-align: center;">農地法第4条関係</p>
議長	<p>次に、10ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>1号は、〇〇氏が、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>申請地は、既に、宅地として使用されており、その是正を兼ねた</p>

案件となっております。

2号は、〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

申請地は、既に、宅地として使用されており、その是正を兼ねた案件となっております。

3号は、〇〇氏が農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

申請地は、既に、農業用施設用地として使用されており、その、是正案件となっております。

4号は、〇〇氏外1名が、住宅用物置を建築しようとする申請でございます。

申請地は、既に、宅地として使用されており、その是正案件となっております。

なお、是正案件である、4件の申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上、4件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

以上、4件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。できれば、1号から順次お願いいたします。

地区委員

1号、問題ありません。

2号、問題ありません。

3号、問題ありません。

4号、問題ありません。

議長

他にご意見・ご異議等ございませんか。

〇〇委員

各委員さんが問題ないと言っているんですが、この始末書の権力はどの程度あると考えたらいいのでしょうか。

議長

これについては結構古い年代から建築許可も非常にルーズな時代もあったようで、次の機会に何か建てたいという場合に、親父さんが何かやっていたというのが結構あり、我々としても始末書という以外には、実際に建っているものを除けよという、そこ

までは農業委員会には行政的な権限はない、弱いところがあるが、今まで事務局で 始末書を出させる時にどういうふうな文言や意見を出しているのか。その辺の方法について、指導方法なり具体的にどういった方向でやっているのか、報告だけお願いします。

事務局 概ね代理人を通じた申請が多いので、代理人が作成した始末書をこれで問題がないかどうか 事実と相違ないかどうかを所有者や違反転用者に確認してもらった上で始末書として受付しています。既に違反転用している事例については、しないように言っていますが、他にも明らかになっていない事例があるかもしれないので、なかなか難しいことがあるので対応に苦慮しているところです。

議 長 現在のところは事務局が言ったような報告しかできないが、〇〇委員さんどうでしょうか。

〇〇委員 僕らの希望としては、何か少し権力でもあれば、指導事項としてやかましく言えるような立場になりたいと思っているが、現状ではできないのですね。

議 長 非常に弱いというか、もう少し改良区なり委員さんの権限があれば比較的強く言えるが、なかなか勧告しても文書で通達するぐらいしかできないのが事実であります。我々も歯がゆい部分がある。

〇〇委員 わかりました。

議 長 また何かの機会に、報告や意見として県の方にも出してみたいと思います。よろしくお願いします。他に、ご意見・ご異議等ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、4件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、12ページ、議案第3号、農地農第5条の規定による、許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。



議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

1号は、〇〇氏外1名が、〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、露天駐車場を建設しようとする申請でございます。

2号は、株式会社〇〇が、〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

3号は、株式会社〇〇が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

4号は、有限会社〇〇が、〇〇氏から、所有権移転を受け、作業場、事務所並びに休憩所を建築しようとする申請でございます。

5号は、〇〇氏外1名が〇〇氏から、使用貸借権設定を受け敷地拡張を行おうとする申請でございます。

6号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

7号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

8号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

9号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その、是正を兼ねた案件となっております。

10号は、〇〇株式会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

11号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け自己住宅を建築しようとする申請でございます。

12号は、〇〇氏外1名が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

13号、14号、15号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請ござい

ます。なお、是正案件であります1件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上15件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

以上、15件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。できれば、1号から順次お願ひいたします。

地区委員

1号 問題ありません。  
2号 問題ありません。  
3号、4号 問題ありません。  
5号 問題ありません。  
6号、7号 問題ありません。  
8号 問題ありません。  
9号 問題ありません。  
10号 問題ありません。  
11号 問題ありません。  
12号 問題ありません。  
13号、14号、15号 問題ありません。

議 長

ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上15件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農用地利用集積計画関係

次に、17ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書20ページから、55ページとなっ

ております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、253件、面積は、85万943.03㎡となっております。

また、所有権移転は、9件、面積は、25,446.00㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、玉之江にて新規就農を希望する〇〇株式会社の、新規就農に伴う面接を行いましたので、地区担当委員より報告をお願いいたします。

〇〇委員 それではご報告いたします。去る平成31年3月25日(月)、東予総合支所におきまして、14:00~14:28の間、今回の議案において、農地の借り入れを希望する方につきまして、面接を行いました。

当案件の申請人は 玉之江の〇〇株式会社 です。

面接を行ったのは、〇〇と私〇〇です。

当案件の申請人であります 〇〇株式会社 は、主に建設業を営んでおり、株式会社〇〇との関連会社であります。定年退職者の受け皿として、会社内に営農技術部を置き、このたび、農地の利用権設定の申請がなされました。貸し手は、社長の〇〇氏です。

農地を3年契約で貸借するということですが、一般法人の新規就農ということになり、営農について面接を行いました。

作目等は、ハウスで小ネギを栽培するとのことであり、卸先は、すき家、はま寿司を運営するゼンショーホールディングスとのことです。

営農指導は、だんだん村と愛媛県農林水産研究所があたるとのことであり、資材、機材も確保しているとのことでした。

その他、種々、営農について指導し、面接を終了いたしました。

〇〇株式会社の新規就農については、妥当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。先ほどの事務局の説明にもありましたように、今回の農用地利用集積計画について、ご意見・ご異議はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

- 議 長 次に、65ページ、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
67ページをお願いいたします。  
農事組合法人〇〇が、中間管理機構から、北条、広江、周布、朔日市の農地、129筆を借り受ける申請でございます。  
なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。  
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 以上のような内容ですが、委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。
- 「農業委員会だより」関係
- 議 長 次に、75ページ、起案第6号、「農業委員会だより」の発行についてを議題といたします。  
本件は、先の、3月総会でご報告いたしました、「農業委員会だより」の発行についての賛否を諮らせていただくものでございます。委員の皆さん、何か、ご意見・ご異議ございませんか。
- 〇〇委員 3月の総会で提案のありましたことで基本的に賛成です。特に、事務局で構成・レイアウトをしていただいて、再度幹事会にご報告願って了解をとる。現地事例につきましては事務局から指導のありました写真、文章については、当たった地区の委員さんが作成し、事務局へ提出して、事務局でもう一回レイアウト・構成をチェックしていただいて、再度事務局で十分ご検討をしていただき、第2回目の幹事会でご報告を願うと。それで、具体的に印刷作業にかかる、このように私は考えておりますので、事務局に大変ご迷惑をおかけしますが、事務局にリードしてやっていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

〇〇委員 この件に関しては、年に1回の発行でいいと思っています。

議長 他にご意見ございませんか。

〇〇推進委員 PR活動となっており、PRが大事だとは思いますがこれでタイムリーな情報の発信ができるのか年2回でできるのかなと思っている。それから配布はどうするのか。我々が配布するという事なのか。

議長 この件につきましては、事務局から補足的な説明を。具体的なご意見が出ているので、お願いします。

事務局 事務局の方でこの間、JA周桑さんの広報担当と「農業委員会だより」は未だプランの段階ではあるがということで、お話を差し上げました。農協だよりの中に挟んで頂くとか、一緒に配布していただくことは可能でしょうかというふうなところでお尋ねしました。内容的に農業関係の分であれば大丈夫かなというふうなところがあるかなと思います。ただ、「ある程度原案ができて、中身を見せていただいてから判断させていただくということになるかなと思います。」というふうな返事をもらいました。今まで幹事会とかでご審議いただいた中で、配布につきましては新たに予算を取って農業委員会だよりとして別冊で出すのか、あるいは市報の中で特集号としてページを割ってもらってということになるのかというふうなところがありますので、ちょっと配布方法というところまではまだ検討が進んでおりません。以上でございます。

〇〇委員 それともう一つ、市が広報を出しよりもよね。それを配布する時に一緒に出すというふうなことはできないでしょうか。毎月出ているので、結構タイムリーに出せると思うが、その辺はどうなのか。

議長 一つには、3月にもこの点で報告したように、市報で年1回ぐらいなら農業の特集を出してくれる時に便乗したらどうだろうかという案がある。その際には農業委員会の負担なしで出せるが、まだどちらにするか、具体的には考えておりません。なお、本日は3月にも報告しましたように、この4月の総会において農業委員会だよりを発行するかしないかの賛否を問いたい。それによっ

て、賛成多数であれば、今後順次、幹事会をとおして具体的に進めていくような段取りでということ、まだ具体的な方向づけができていない。今回皆様方の意見を聞いて、出したらいいというふうな考え方であれば、今後この方向で検討していきたい。一応決まったことは順次総会において、手順としてそういう方向でということ、報告していきたいというふうに考えております。

〇〇推進委員 報告はいいんですが、決められた後で報告をされても、我々もそういう業務をしているので、決める前にきちんとした報告をして、みんなの同意を得た上でやりましょうと言うなら分かるが、だから決まりましたというのは困る。

議長 今回の問いかけは、この委員会だよりについて、出しますか出しませんかということについて皆さんから意見を出してもらって、最後に採決を取るようにしている。それまでの意見として、皆さんの意見を出してほしい。最後に農業委員の挙手をもって採決をするというふうに考えているので、よろしくをお願いします。ほかにご意見があれば、どうぞ。

〇〇委員 前回の資料の中に 全国のモデルみたいなものがあるが その中に他の広報誌と重なるような内容、トピックスみたいなものがある、今回の発行についてのところを見ると、前回事務局の方が言われておりましたように 法制度など専門的な内容の説明というふうなところが書かれているが、特産物とか JA さんが出されるようなものとは異なるというふうに認識したのでいいですか。

議長 基本的に年1回と言うか、3年に1回委員さんの顔ぶれが新しくなるが、一つにはそこらの紹介。それと農地法が改正された内容については、今まで市報とか農協だよりで出した分がないので、できれば法律的な分野と委員さんの働きぶりを踏まえて、地域でどういう活動をしているかというふうなことがあればと考えているが、まだ具体的には まだこの場では言い切れない。できれば私の構想としては、各地区で委員さんを取ってもらって編集委員さんの中で進めていってもらいたいというふうな考え方を持っている。

〇〇委員 前回の総会の時も、各委員さんの意見で、編集委員に選ばれたからといってやれというのは相当な負担であるという意見が何件もあった。それと発行すると決めたらずっと続かなければならない。そのうち種切れになったら四苦八苦するようになる。委員も選び

にくくなる。流れと書かれている内容を見れば、専門的な法令の改正であるとか罰則規定であるとかそういう意識啓発のほうに絞った方が対象がはっきりするのでは と思う。

議 長 意見として頂戴しておく。他にございませんか。

事務局 この間の総会の際に委員さんから出された意見をちょっと整理いたしますと、まず農業委員の活動が対外的にあまり見えていないという意見がございました。そこら辺が一つのポイント。ターゲットを誰にするか。私どもの管内から出ている JA 周桑や西条にしても、カラー刷りで内容的にも充実しているので、それとちょっと違った切り口でないと出す意味がないという意見があったので、補足で説明いたします。

議 長 ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。  
ないようでございますので、挙手にて採決をさせていただきたいと思えます。「農業委員会だより」の発行について、賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

ありがとうございます。

挙手、多数でございますので、「農業委員会だより」を発行することといたします。委員のみなさんには、何かとご負担をお掛けしますが、今後は、発行に向けてご理解・ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

〇〇委員 前にもありましたけど、主体性は事務局で という前提であればいけると思うんですが、この委員の中から選任された候補者が専門にやられるというのは、ある程度専門的な知識がないと難しいと思うので、あくまで事務局が主体となってやらなければならない。皆さんの中で手を上げた人はやってもらえるというふうなことで思っている。できない可能性が強いから、私は手を挙げなかった。

議 長 これ一つは事務局丸投げでは 多分発行は難しい。今の事務局の定数の中で、これ以上に仕事を増やすというのは 無理である。補足的な仕事はしてくれると思うけど、内容から何もかも事務局任せ

てしてもらおうというのでは多分できないと思います。そこらで皆さんがどういった協力ができるか。当然、手ぶらで農業委員会だよりが発行できたりはしないので、皆さんがその気であるなら最初から出さない方がいいような気はするが。手を上げてくれる人は、ある程度委員さんの中で協力できるという、目的を持って挙手してくれたと僕は解釈しているのだが、どんなんでしょうか。

〇〇推進委員　それなら我々推進委員も入れと言うなら、我々も手を挙げさせてもらわなかったら。決められた後で参加せよと言われても困ります。それだから、最初から皆さんの合意のもとに決めろと言っているわけで、決まった後でやれと言われても困る。

議　長　　農業委員会の採決方法になりますが、公的な採決になると推進委員は議決権がないということになるので、そこらを踏まえて。

〇〇推進委員　今回は、推進委員は構成から除けておいてほしい。採決に参加させてもらえないのに、それだけ入れと言われても辛いじゃないですか。

議　長　　事務局。採決については どうなのか 西条市だけの分で行くなら、合同で採決を取ってもいいのか？

事務局　　議事録が残る分については 農業委員でないといけません。推進委員はあくまで意見を述べるという立場でしかないの、議決案件でいきますと、農業委員さんだけの採決ということになるのかなと思います。

〇〇委員　　かまいませんか。この前も言ったのですが、とりあえずこの1年間広報に皆が気が付いたことをコラムみたいなことを書いて、それで皆のところ、こんな意見があるので載せますか載せませんかということを1年間やってみてはどうでしょうか。農業委員会だよりを最初から作ろうとしたら、たぶんしんどいと思う。皆さんの気が付いたところや写真を毎月の総会で諮って、こんな内容があるんですけど載せますか載せませんかということをやってみてはどうかと思います。一生懸命作らないといけないと思っていると、皆の負担が強すぎると思います。さっきも言われたように、議決権もないのに一緒にやれというのもしんどいと思います。何か報告したいことや知っておいて欲しいことの記事を皆さんが持ち寄った形をやったらどうかと思います。



議 長 皆さん方から出た意見を今後の幹事会の中で協議しまして、次の総会にどういった形になるのか、できたら報告させていただきたい。今回はある程度の骨子がまだ出来上がっていない状態でありますので、協力は農業委員さん推進委員さん問わず、団体でやる事業でありますので、一つ協力を願いまして一応今回は発行するといった形で、前向きに協議をしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひします。また、個別にご意見があれば、事務局に申し出ていただければ幹事会で取り上げていきたいと思ひます。農業だよりについては、以上のようなことで進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

#### 報告承認案件

議 長 次に、78ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

平成31年2月16日から、平成31年3月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を70件、農地バンクへの農地登録申請を1件、利用登録を2件、納税猶予適格者証明願ひを1件、それぞれ受理いたしております。ご了承をお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。他に何かご意見等ございませんでしょうか。

〇〇推進委員 年明けに、「第10回総会資料の配布について」ということで送ってきたが、何をせよというのかわからない。遊休農地について、何かせよというのか。地図と活動記録が入っていた。

「休んでいたのだから、送られてきたのでは。」との発言あり。

議 長 農地パトロールして、1.1.1運動で送ったものであろう。事務局に直接聞いてもらえればわかると思う。事務局と協議させてもらって対応しますので、よろしくお願ひします。

〇〇推進委員 それと、先般高知の研修時に資料を見ていると、高知の報酬がえらく高かった。

議 長 県下でもばらつきがある。西条市の報酬はどれくらいか？

事務局 手元に資料を持っていませんが、20 市町で7～8 番目ぐらいだったように思います。

〇〇推進委員 全国のホームページを見ればわかるが、ちょっと低いように思うが、西条市は市長が決めているのか。

議 長 そうです。国から来ている交付金がメインではあるが、最適化交付金を使えば若干は手当が上がる可能性はあるが、固定的なものではない。国や県からも使ってくれとお誘いが来たが、確実に西条市の条例に載せないといけないので、この交付金が途中で止まった場合に市単独で出せるのかというそこらがあるので、国や県に対して、もう少し使い勝手のいい確実に手当てになるような交付金にして欲しいといったのだができていない。県内でもいくつかは手を挙げているところはあるが、ほとんどこの交付金については手を挙げていない。それを使ったら若干上がる。検討はしているが、条例にまで上げて止まった場合に市の負担でということなので。確実なものであれば陳情に行かなければならないが、そこまで決め切れていない状況である。委員さんからも要望も上がっているので、相談も要ることはありますが、また検討します。

〇〇委員 〇〇委員がさっき言われていた無断転用の件ですが、私の苦い経験では無断転用して始末書を書いて、それでOK で通りました。次に、また無断転用をやりました。次に農地を買って手付けを打ったが登記ができなかった。買った人が困って、廃材や資材を置いていたのを全部除けてもらって果樹を植えて農地に戻してもらって、初めて登記になった。農業委員会としてもいけないものはいけないということで、最近、始末書は本人が直筆で書いて実印を押せということになっていると思います。1 回やった人は、2 度同じことをやった場合には登記が通りませんので、それは皆さんにお伝えください。それは僕の苦い経験です。

議 長 今も2 回目については、1 回元に戻っていなかったら、手続きは受付しませんよということで徹底していると思いますので、関係者が相談に来た場合には皆さんに知っておいてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいま貰った意見については、その都度回答が得られたら総会の中で報告をしてみたいと思います。他に全般で、ご意見はございませんか。

〇〇委員 庄内地区の〇〇推進委員が病氣療養中でありましたが、3月12日にお亡くなりになりました。生前は特に、農地利用最適化推進委員や共済組合の仕事を意欲的に取り組んでいただき、ご冥福をお祈りいたしますとともに、私どもも非常に残念に思っているところでございます。

〇〇推進委員のご逝去による欠員により、庄内地区における農地等の利用最適化の推進に支障がありますので、委員の補充について候補者の募集をお願いします。

議 長 それでは、「推進委員の欠員補充について」提案説明させていただきます。

去る3月12日に、本市の農地利用最適化推進委員であります〇〇様のご逝去されたことから、庄内地区では推進委員の定数1名に欠員が生じております。

「西条市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」第9条には、『推進委員について、罷免、失職、辞任その他の理由により欠員が生じた場合は、この訓令に定める手続きに基づき、推進委員の補充に努めなければならない。』

ただし、推進委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに推進委員を補充するものとする。』と規定されております。

今般、庄内地区を代表して、〇〇農業委員から推進委員の欠員により、今後の当該地区における農地等の利用最適化の推進に

支障があるため、委員の補充が必要であるのご意見がありましたことから、推進委員の募集を実施することについて、

本日お集まりの委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

このことについて、何かご意見などがございましたら、お伺いさせていただきます。

推進委員を補充することについて、募集を実施することに、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、事務局から委員の補充に関する手続きについて、今後の予定等の説明をしていただきます。

事務局 それでは、ご説明いたします。

農地利用最適化推進委員の募集につきましては、農業委員会等に関する法律第19条で「あらかじめ、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集を行わなければならない。」と規定されています。

今後の予定としましては、「広報さいじょう（2019年5月号）」と「西条市農業委員会のホームページ」で、農地利用最適化推進委員の候補者を募集する旨を市民に周知した後、5月7日から農業委員会等に関する法律で定められた、概ね1ヶ月程度の募集期間を設けます。

募集期間が終了した後、6月下旬までの間に速やかに農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に関するガイドラインや採点表に基づき、候補者を評価します。

評価結果を7月総会で報告し、委嘱についてご審議していただき、承認が得られましたら、推進委員に委嘱することとなります。

なお、募集期間の中間と最後には、応募状況や候補者の情報などを市のホームページで公表する予定でございます。

以上でございます。

議 長 それでは、先ほど報告にありましたように、今後事務局に推進委員を補充するための準備を進めていただきたいと思います。他に、何かございませんでしょうか。

〇〇委員 先ほどの推進委員の補充について、法的根拠、流れなどを皆さんにわかるように、農業委員・推進委員にペーパーで情報を提供していただくよう要望いたします。

議 長 わかりました。

他に何かございませんでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、本日の総会は終了させていただきます。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認

議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第 4 号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第 5 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第 6 号	「農業委員会だより」の発行について	原案承認

## 9. 閉会の日時

平成 3 1 年 4 月 5 日 午後 3 時 1 7 分